

法定後見制度の流れ

すでに判断能力が不十分な方

1 準備

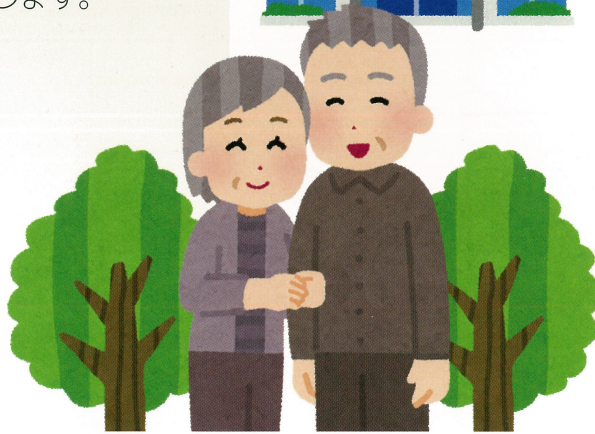
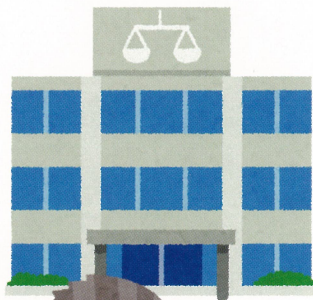
申立ての準備をする

- 家庭裁判所で申立書類を受け取ります。
- 申立人や成年後見人等の候補者を検討します。
- 本人の判断能力・日常生活・経済状態を把握します。
- 申立ての目的、類型と後見事務の内容を整理します。
- 診断書の手配、戸籍謄本などの準備をします。

2 申立て

家庭裁判所に申立てます

- 申立人が、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。



3 審理

家庭裁判所が審理を行います

3-1 調査

家庭裁判所による調査

- 書類を点検し、申立人から申立て理由等の説明を聞きます。
- 成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。
- 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。
- 補助、保佐で代理権などをつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。
- 親族（法定相続人）へ、意向照会をします。

3-2 審問

家事審判官による審問

- 必要に応じて申立人や本人と面接をし、申立ての事情や本人の意思を確認します。
- 本人の精神的な障害の程度、援助の必要性などを確認するために、家事審判官（裁判官）が、本人に直接会って話を聞きます。

3-3 鑑定

医師による鑑定

- 原則として「保佐」「後見」の利用を希望する場合、家庭裁判所は本人の判断能力や障害の程度を判断するため、医師による鑑定を行います。



4 審判

▶ 即時抗告
(2週間の異議申立)

類型と選任の決定

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と、内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては成年後見人等の監督人が選任されます。
- 本人への告知や通知、成年後見人等や監督人へも告知されます。
- 審判の内容は東京法務局に登録されます(成年後見登記)。
- 法定後見人に支払う報酬は、本人の支払能力に応じて家庭裁判所が決定します。

成年後見人等候補者を記載する場合、左記の書類のほかに用意するもの

- 成年後見人等候補者の住民票または戸籍附票
- 身分証明書（市区町村発行）

申立てに必要な費用

- 申立て手数料 800 円の収入印紙
- 登記手数料 2,600 円分の収入印紙
- 郵便切手 3,730 円分
- 診断書作成にかかる費用
- 鑑定にかかる費用（保佐・後見の場合、鑑定費用が必要になります）
- その他 添付書類の発行にかかる費用 など

5 審判確定

▶ 登記 後見活動

法定後見の開始

- 本人と法定後見人に審判結果を通知し、法定後見が開始します。
- 申立てから審判までは、1～2か月程度が見込まれます。
- 財産管理事務や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。



終了

法定後見の終了

- 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
- 管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し等

申立てに必要な書類など

■ 申立書類

- 申立書
- 診断書・診断書付票
※診療科目は問いません
- 本人事情説明書
- 候補者事情説明書
- 財産目録・本人収支表
- 親族関係図
- 親族同意書
※申立書類は家庭裁判所で受取可

■ 添付書類

- 申立人の戸籍謄本
※申立人と本人の親族関係が分かる戸籍
- 本人の戸籍謄本
- 本人の住民票または戸籍附票
- 成年後見登記事項証明書（登記されていないことの証明）
※長野地方法務局の窓口申請または東京法務局に郵送で申請
- 本人の財産関係の資料等
- 本人の収支についての資料

【戸籍謄本】

・ 本籍のある市区町村の戸籍担当係で発行します。

【戸籍附票】

・ 本籍のある市区町村の戸籍担当係で発行します。

【住民票】

・ 住所のある市区町村の戸籍担当係で発行します。

【身分証明書】

・ 本籍のある市区町村の戸籍担当係で発行します。

【収入印紙】

・ 郵便局・法務局などで購入できます。